

令和6年度第4回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年8月21日(水) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	8時59分から 10時23分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席5名

○廣谷会長

ではただ今から第4回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴などについて報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。座って説明させていただきます。

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和6年8月8日に傍聴公示を行いました。希望者はございませんでした。

以上です。

○廣谷会長

それでは最初の議題、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。

御承知のとおり令和6年度の和歌山県最低賃金については8月5日の審議会におきまして、採決の結果51円引き上げて時間額980円に改正することで結審し、局長に対して答申を行ったところであります。

その後の経過報告などを事務局からお願いします。

○事務局（谷本）

はい。それでは経過報告をいたします。

答申文の写しをまず資料1としてお配りをしています。8月5日に答申をいただきましたので、同日異議申出に係る公示を行いました。

次に資料2ですが公示文の写しとなっております。異議申出の期間は15日

間ですので8月20日までとなります。その結果、期日までに資料3、4のとおり、申出順に紀州有田商工会議所、和歌山県地方労働組合評議会から異議申出がありました。本日はこの2件の異議申出について御審議をお願いいたします。

また、異議申立書として持参又は郵送で提出されたものではないのですが、労働局のホームページの方に和歌山県にお住まいの方から寄せられました意見について、これは報告のみということで報告させていただきたいと思います。最低賃金の改定のために国から諮問が入り、検討され始めておられると思います。労働者側として有り難いことですが、大企業を除き中小企業からしてみれば、賃金を上げることに不安や懸念を感じておられる企業もあるかと思しますので、国へ働き掛けていただき、補助金や貸付け（利息は銀行個人ローンくらい）をできるように。また障がい者が働いておられるB型作業所の工賃も少しでも引き上げを考えていただけるように国へ働き掛けをいただければと思いますとの意見でございました。

以上、答申後の経過につきましては以上でございます。

○廣谷会長

ただ今事務局から説明があったとおり当審議会の答申に関しまして異議の申出がありましたので、本日その異議申出に対する審議を行うこととなりますが、まずその審議を始めるに当たり局長から当該異議について審議会の意見を求める諮問を受けたいと思います。

〈局長から会長に諮問文を手交〉
〈事務局が各委員に諮問文（写）を配付〉

○廣谷会長

では事務局は諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

それでは審議に入ります。

申出順に紀州有田商工会議所からの異議申出については資料3のとおりです。しばらく時間を取りますので内容を御確認ください。

〈各委員が資料3を確認〉

○廣谷会長

では続いて和歌山県地方労働組合評議会からの異議の申出については資料4のとおりであります。しばらく時間を取りますのでまた内容を御確認ください。

〈各委員が資料4を確認〉

○廣谷会長

では審議に入ってよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは審議に入りますが、当審議会では7月26日の本審において関係労使の意見聴取を行い、そこでの意見も踏まえてその後専門部会を開催し、慎重に審議を重ね、採決の結果、現行から51円引き上げ、時間額980円という結論に至ったもので、公益代表委員側としましても労使双方の御意見を十分に確認したうえでの最終的な結論に至ったと考えております。

今回その答申に対して紀州有田商工会議所から資料3にありますように、エネルギー高、原材料の高騰などにより非常に厳しさが増しており、不安定な経営状況が続いていることなどから、51円引き上げの答申について再検討を求める趣旨の申出がありました。

また、和歌山県地方労働組合評議会からは資料4のとおり、時間額51円の引き上げでは労働者の生活を改善するには遠く及ばず、近畿各府県の中でも最下位から抜け出せず、低水準かつ格差の是正には至らない極めて不十分な金額であり、今回の改定でせめて時間額1,000円とすることなど、3点の再審議を求める趣旨の申出と追加署名292筆の提出がありました。

審議を尽くしたうえでの答申を尊重すべきではありますが、その一方で関係労使からの切実な御意見としても真摯に受け止めなければならないと考えております。そこで答申内容の再検討を求める2件の異議の申出について、どのように対応すべきか御意見をお願いしたいと思います。

各側意見をお聴きしたいと思いますが、まず労働者側委員からいかがでしょうか。

○濱地委員

おはようございます。よろしく願いいたします。

2件から異議申出ということで出されてございますが、我々労働者側としましては、審議会、専門部会の中で審議し尽くした内容であるということでござい

ますので、原案どおりいわゆる答申どおりの内容でいきたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

○廣谷会長

はい。では使用者側委員いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者側委員の児玉です。

紀州有田商工会議所さんの異議申立、特にまあ非常に驚いているという話であったりとか、今後その中小企業、零細企業のその経営に与える影響っていうことの話の中で、こう見捨てないで地域の特色や良さも守っていただきたいといった表現については非常に心を痛めてるところで、今労側から審議をし尽くしたというところではありますけれども、まだ地域の商工会議所さんの声には十分応えられてなかったのかなというような思いであります。

一方、和歌山県地方労働組合評議会さんの御指摘の中でですね、記のところでもまあ三つ、3点挙がっております。特に3点目のところに掲げている政府に対して最低賃金引上げに有効な中小企業、小規模事業所への支援策を更に強化、充実させることを強く求めるということについては、誠にそのことを我々としても強く訴えていきたいなというような思いでございます。

まああの意見としてはそういう感想も意見もあるわけですがけれども、これまでのその専門部会、度重ねての審議ということを踏まえて先の答申どおりということで了解したいと思えます。

○廣谷会長

では公益代表委員いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

ではそれぞれ労使から御意見を伺いましたけれども、8月5日付けの答申どおりで妥当ということよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

はい。では8月5日付けの答申どおりとすることが妥当、妥当という意見とな

りましたので事務局は答申文案を作成してください。
事務局が準備の間しばらくこのまま皆様お待ちください。

〈事務局が答申文案を作成〉

○廣谷会長
では答申文案を事務局から配付のうえ朗読をしてください。

〈事務局が答申文案を配付、朗読〉

○廣谷会長
ただ今の事務局からの答申文案について何か御意見はございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長
では特に御意見がないようですので答申文案が承認されたものといたします。
それでは事務局は答申文を作成してください。
事務局が準備の間このまましばらくお待ちください。

〈事務局が答申文を作成〉
〈会長から局長に答申文を手交〉
〈事務局が各委員に答申文（写）を配付〉

○廣谷会長
答申文は先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読を省略いたします。
以上をもちまして和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての審議は終了となります。
和歌山県最低賃金の改正決定については他に質問等はございませんか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長
では今後の和歌山県最低賃金の発効に向けた日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。改正後の時間額980円の発効に向けたスケジュールですが、本日中に官報公示の手続を行います。手続が滞りなく進みますと8月30日に官報に掲載される予定です。官報に掲載されると30日後で指定発効日の10月1日に発効となります。現時点では10月1日発効の予定とまでしか申し上げられませんが、8月30日の官報に980円に改正する、この決定は令和6年10月1日から効力を生ずるのは掲載がされた時点で、10月1日からの発効が正式に確定となります。

以上でございます。

○廣谷会長

では次の議題であります特定最低賃金の決定などの必要性の有無について審議をいたします。

和歌山県の特定最低賃金については、7月26日の第2回本審で和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、8月5日の第3回本審で和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、及び仮称和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について局長から諮問を受けて、特別小委員会で審議を行っていただきました。

特別小委員会での審議結果について、岡田特別小委員会委員長から説明をお願いいたします。

○岡田委員長

はい。御説明いたします。

特別小委員会は7月29日と8月の6日の2回審議が行われました。

7月29日で和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議をいたしまして、労使から御意見いただきましたが、スムーズに改正の必要性有りということで決定をしております。

8月の6日に和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無、それから仮称和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について審議をいたしました。こちらの方も労使双方から御意見をいただきまして、公労、公使の個別の話し合いも持たれたのですが、なかなかですね、まずその百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の方は、これまでの専門部会の議論の流れなどから、本当にこの改正決定が必要なのかということについては労使双方の御意見が一致しなかったということと、新しく設定した、提案された仮称の方ですが、こちらの方もまあ労側から、労働組合側からですね、必要性に

ついでの説明はありましたけれども、なかなかなぜこの括りなのかということですね、産業分類で百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケットという、まあ一つの括りでこの特定最低賃金というものを議論していくことの必要性というものがなかなか明確にならなかったというところで、まあ使側からも明確ではないという御意見がありましたし、公益としましては労側の御説明を個別の会議でもお聴きしましたが、なかなか使側を説得できるほどの論理性というものを見いだせなかったというところがありましたので、必要性無しということで今年度は決定されたという内容になります。

この審議の内容を受けまして事務局は報告書の朗読をお願いいたします。

○事務局（谷本）

はい。そうしましたらお手元の資料5、6、7に報告書の写しがございます。御確認をお願いいたします。

〈事務局が3件の特別小委員会報告書を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の特別小委員会報告について御意見、御質問はありますか。

〈質問、意見等なし〉

○廣谷会長

それでは御意見がないようですので、3件の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について審議会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

まず鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告どおり改正決定する必要有りとの結論に達し得なかったと決議することについて、御異議はございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

はい。では全会一致で御承認いただきましたので事務局は後ほど答申案を作成してください。

次に百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告どおり改正決定する必要有りとの結論に達し得なかったと決議することについて、御異議はございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

はい。全会一致で御承認をいただきましたので事務局は後ほど答申文案を作成してください。

次に仮称和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性について、特別小委員会報告どおり決定する必要性有りとの結論に達し得なかったと決議することについて、御異議ございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

では全会一致で承認いただきましたので事務局は後ほど答申文案を作成してください。

事務局が準備の間このまましばらくお待ちください。

〈事務局が3件の答申文案を作成、配付〉

○廣谷会長

では答申文案について朗読をお願いします。

〈事務局が3件の答申文案を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の答申文案について御意見はありますか。
使用者側委員いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では労働者側委員いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

公益代表委員の方はいかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では事務局は答申文を用意してください。
事務局が作成の間しばらくお待ちください。

〈事務局が3件の答申文を作成〉

○廣谷会長

ではこれで答申文を局長の方にお渡ししたいと思います。

〈会長から局長に答申文を手交〉
〈事務局が各委員に答申文（写）を配付〉

○廣谷会長

では答申文は先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読を省略いたします。

ただ今局長に対し、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性については必要性有り、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性及び仮称和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性については、決定する必要性有りとの結論に達し得なかったと答申をしました。

では次の議題であります特定最低賃金の改正決定について、局長から諮問を受けたいと思います。

〈局長から会長に諮問文を手交〉
〈事務局が各委員に諮問文（写）を配付〉

○廣谷会長

では事務局は諮問文を朗読してください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

それでは諮問を受けましたので、続きまして議題4、和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会の設置についてに入ります。

金額審議については専門部会を設置し、そこで審議をしていただくことになります。

今後の専門部会の手続について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。専門部会の設置について御説明いたします。

最低賃金法第25条第2項の規定に基づきまして、地域別最賃の改正決定と同様に、特定最賃の改正決定につきましても専門部会を設置して金額審議をお願いすることとなります。

専門部会については最低賃金審議会令第6条の委員は9名以内、公労使が同数という規定に基づきまして、公労使が各3名、合計9名の体制となっております。

また、同審議会令第3条に基づきまして、労働者側委員と使用者代表委員につきましましては候補者の推薦の公示を行いまして、推薦があった者から労働局長が任命することになります。

明日推薦の公示を行いますが、公示期間は9月13日までといたしますので、労働者代表委員、使用者代表委員につきましましては、専門部会委員の推薦について御協力をお願いいたします。

以上です。

○廣谷会長

はい。ただ今の事務局説明のとおり、9月13日までに関係労使を代表する専門部会の委員を推薦するというところで御承知をお願いいたします。

なお、公益代表委員側の専門部会委員ですが、先日の公益代表委員会議において協議の結果、鉄鋼業専門部会は足立委員、本庄委員、和中委員の3名が当専門部会委員に選出されておりますので御報告をいたします。

次に議題5、審議会令第6条第5項の適用について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは専門部会の審議運営について提案させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されております。地域別最賃と同様に審議の効率的な運営の観点から専門部会の決議が全会一致の場合のみこの規定を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決定とすることを事務局として提案させていただきますが、この最低賃金審議会令第6条第5項の適用の御検討をお願いいたします。

○廣谷会長

はい。最低賃金審議会令第6条第5項の適用について皆さん御意見はいかがですか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では特定最低賃金について専門部会の決議が全会一致であれば同規定を適用することについて、特に御異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

はい。では異議なしということですので、特定最低賃金の専門部会の審議におきましても最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用することといたします。

次に議題6、審議日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは今後の審議の大まかな日程につきまして説明いたします。

先程説明いたしましたとおり9月13日までに労働者側、使用者側の専門部会委員の推薦をいただきまして、速やかに任命の手続を完了したいと考えております。その後9月のできるだけ早い時期に専門部会を始められるように直ちに日程調整を行ってまいりたいと考えております。

1回目は事務局の方で調整をさせていただきますが、2回目以降の審議の日程につきましては専門部会において御検討いただくことになります。

資料8を御覧ください。これは昨年度の審議会の審議経過です。例年ですと3回から4回の専門部会を経て12月30日の発効に向けて審議をしていただいております。本審の日程としましては、特定最賃の金額審議については全会一致が原則とはいうものの採決を行った例もありますので、専門部会で一定の審議を尽くしても全会一致が得られない場合のために、仮に採決のための本審を予定しておいて、必要がなくなれば中止するというやり方にさせていただきたいと思っております。

資料9が特定最低賃金の発効日等の一覧表になります。例年どおり12月30日の発効を目指す場合は、結審のリミットは10月31日木曜日となります。仮に10月31日に結審したとしても異議申出期日は11月15日になりますので、それまでに異議の申出があった場合は、12月30日発効を目指すには11月19日までに異議審で結審する必要がありますので、11月18日月曜日

に仮に異議審を予定していただければと思います。
以上です。

○廣谷会長
では最後の議題、その他ですが何かございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長
では他によろしいでしょうか。
他に特にないということで。

〈意見等なし〉

○廣谷会長
はい。では以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。
ありがとうございました。